

加盟店である販売業者のなした説明が割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項の不実告知に該当するか争われた事例（最三小判平成 29 年 2 月 21 日 立替金請求事件 裁時 1670 号 1 頁、金商 1513 号 16 頁）

岡 田 愛

事実の概要

呉服や貴金属の卸小売等を業とする A 社は、個別信用購入あっせんを業とする信販会社 X と割賦購入あっせん加盟店契約を締結した。他方で A は、平成 14 年頃から多数回にわたり、その運転資金を得る目的で既存の顧客に対して名義貸しを依頼し、これに応じた顧客に架空の売買契約の購入代金に係る立替払契約を締結させ、X や他の信販会社から代金相当額の支払を受けるとともに、上記顧客の信販会社に対する支払金相当額を自ら負担していた。

Y らは、A から懇請されて名義貸しを承諾し、A との間で締結した架空の売買契約（以下「本件各売買契約」という。）の購入代金について、X との間で、平成 20 年 11 月から平成 23 年 11 月にかけて立替払契約を締結し、その後の X からの確認の電話に対して、契約締結の意思がある旨回答していた。当該クレジット契約申込書には「契約はあなた自身のものです。かりにお客様が単に名義を貸したとしても、お客様に支払いの責任があります。どんなに親しい人からたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対に止めましょう。」と記載があった。他方で、立替払契約に係る契約書の作成に際して、Y らの承諾のもと A が代筆することもあった。また、A は、Y らに対して本件各立替払契約の締結について勧誘をする際に「高齢者が布団を買いたい

から、ローンを組めないので名前だけ貸してほしい。」「支払は大丈夫だから、迷惑をかけないから。」などと告げていた（なお、本件各売買契約は、特定商取引に関する法律2条1項に規定する訪問販売に係る契約に該当すると認定されている）。

本件各立替払契約に基づく支払は、Yら名義の口座へAが支払相当額を振り込み、口座振替の方法によりなされていたが、Aは平成24年4月に破産手続開始の申立てをし、その後破産が決定した。

XからのYらに対する立替金残金の支払請求に対して、Yらは、割賦販売法（以下、割販法という）35条の3の13第1項により契約の申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示を、平成20年の割販法改正前の契約については、旧割販法30条の4に基づき民法及び消費者契約法の無効を理由として抗弁の接続を主張した（Yらのうち1名は、すでに支払った割賦金の返還を求めて高裁で反訴を提起したが、その後本訴が取り下げられたことから省略する）。

原審において、改正後の割販法のクーリングオフの適用や民法90条、95条、96条など多くの論点の主張がなされたが、結論としてはXの請求が認められたため、Yらが上告した。最高裁における争点は、割販法35条の3の13第1項6号の不実告知の解釈であった。以下、この論点に絞って検討する。

原審判決要旨 原判決取消

〔(1) 不実告知の対象について

・・・個別信用購入あっせん契約は、購入者と販売業者との間の商品の売買契約、購入者とあっせん業者との間の立替払契約及び販売業者とあっせん業者との間の加盟店契約とから成る販売信用の取引（以下「クレジット取引」という。）であるところ、割販法の消費者保護に関する主な規定として、抗弁の対抗規定と不実告知による取消規定がある。このうち、抗弁の対抗規定

に関する割販法及び旧割販法 30 条の 4 は、消費者保護の観点から、購入者が販売業者との間で生じている事由をもってあっせん業者に対抗することができる旨規定しているところ、クレジット取引における抗弁の対抗が認められた趣旨は、あっせん業者と販売業者との間には、購入者への商品の販売に関して密接な取引関係が存在していること、それゆえに、購入者は、自社割賦の場合と同様に商品の引渡しがされないなど商品の販売に関して生じている事由がある場合には、支払請求を拒み得ることを期待していること、あっせん業者は、継続的取引関係を通じて販売業者を監督することができ、損失を分散、転嫁する能力を有しているのに対し、購入者は、購入に際して一時的に販売業者と接するにすぎず、損失負担能力が低いなどあっせん業者に比して不利な立場に置かれていることなどを理由とするものである。そして、不実告知による取消規定は、売買契約に抗弁事由があるとして同契約が取り消された場合においても立替払契約が存続し、購入者が既払金の返還を受けることができない不都合を回避し、消費者保護の徹底を図るため、上記の抗弁の対抗規定に基づく未払金の支払拒絶に加えて、消費者契約法 4 条及び 5 条の特則として、販売業者が立替払契約又は売買契約に関する重要事項について不実告知をした場合に、購入者にあっせん業者との立替払契約の取消しを認めたものである。

不実告知による取消規定の内容をみると、まず、割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号は、立替払契約又は売買契約のいずれかの契約に関する不実告知があれば立替払契約を取り消すことができるとしている。その上で、立替払契約に関する不実告知の対象事項として、購入者の支払総額（割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 1 号）、各回ごとの支払額、支時時期及び方法（同項 2 号）等を列挙した上、同項 6 号において、以上のほか立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものと規定して不実告知の対象を包括的かつ補充的に定めていることからすると、同項 6 号の不実告知の対象には、契約内容や取引条件に限らず、購入者の判断に

影響を及ぼすこととなる重要なものであれば、契約締結の動機も含まれるものと解される。

(2) 不実告知の有無

前提事実・・・によれば、Y1ら（割販法改正後に取引をしたYら。筆者注）が立替払契約を締結した（名義を貸した）主たる動機は、本件販売店がY1らの立替金支払のための分割金相当額をY1ら名義の口座に振り込む等の方法により補填すると約束した点にある。・・・Aは、立替払契約の名義を借りることによって得た立替金を運転資金に充てていたが、同契約の名義人が負う分割金を、同名義人の口座に振り込んでいたことが認められ、それによれば、Aは、立替払契約時に、分割金を支払う意思が全くないにもかかわらず、同契約の名義人に対して、分割金を補填する約束をしたということはできず、Aが述べた内容に虚偽はなく、不実告知はない。・・・Aは、立替払契約を媒介するに当たり、ローンが組めない高齢者等の人助けのための契約締結であること、高齢者等との売買契約や引渡しは実在していることをY1らに告げているが、その内容は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものには当たらず、不実告知の対象には当たらない。」として、割販法35条の3の13第1項6号に基づく立替払契約の取消権行使を否定した。

また、AとY2ら（割販法改正前に契約をしたYら。筆者注）の売買契約につき、Y2はAから名義を貸すことを頼まれ、それを了承していることから、民法93条ただし書、民法94条により無効であるとしたが、「旧割販法30条の4は、・・・購入者に抗弁事由（民法93条ただし書、94条）が存在する場合は、その抗弁をあっせん業者に対抗できるようにして、契約取引に不慣れな購入者を保護することにある。したがって、その事由が保護に値しない購入者の行為による場合には抗弁事由から除外されると解するのが相当である。」として、Y2らが抗弁の接続を主張することは信義則上許されないとした。

最高裁判決要旨 破棄差戻

原判決の「不実告知の対象には、契約内容や取引条件に限らず、購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものであれば、契約締結の動機も含まれる」とした判断は是認できるとしたうえで、改正割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号は、「あっせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込書面の取次ぎ等の媒介行為を行わせるなど、あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣旨で、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あっせんについては、消費者契約法 4 条及び 5 条の特則として、販売業者が立替払契約の締結について勧誘をするに際し、契約締結の動機に関するものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をした場合には、あっせん業者がこれを認識していたか否か、認識できたか否かを問わず、購入者は、あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたものと解される。そして、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということはできないから、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号に掲げる事項につき不実告知があった

として立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。」とし、割賦法改正後の契約締結の際に、Yらに対し、「高齢者が布団を買いたいから、ローンを組めないで名前だけ貸してほしい。」「支払は大丈夫だから、迷惑をかけないから。」などと告げている点につき、「その内容は、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約があること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても本件販売業者において確実にYらのXに対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものといえることができる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たる」といえ、割賦法35条の3の13第1項6号にいう「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たると判示した。その上で、誤認の有無や、改正前の契約についてY2らが売買契約の無効をXに対抗することが信義則に反するか否か等につき更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻した。

山崎敏充裁判官の反対意見

「本件で問題になっているいわゆる名義貸しは、・・・個別信用購入あっせん（改正法による改正前は割賦購入あっせん）という三者間の特殊な契約関係を利用した不正な取引というべきものである。名義貸しを行った者は、販売業者との間の商品購入契約が架空のものであって、当然のことながら商品を受領していないことを認識しつつ、あっせん業者との間で当該商品の購入代金につき立替払契約を締結し、割賦金の支払義務を負担することを承諾しているのである。割賦販売法は、消費者保護の観点から、販売業者の違法不当な行為によって実際に商品を購入した者に対し、当該購入代金に係る立替

払契約について、あっせん業者と販売業者との間の密接な関係を考慮して、一定の要件の下で、販売業者による不実告知を理由とする意思表示の取消しや販売業者に対して有する抗弁権の接続によるあっせん業者からの支払請求の拒絶を認めているが、名義貸しの場合は、そもそも商品購入契約が架空のものであり、かつ、そのことを名義貸人が認識しているという点で、同法が保護の対象として予定する場合とは著しく状況を異にするのであって、そうした場合をも同様に同法の保護の対象に含めるのは、相当とはいえない。」としたうえで、①割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項を新設した趣旨は既払金の返還を可能とするためである点、②改正法の立法過程をみても、名義貸人を上記制度による保護の対象とする旨の明確な見解が示されたり、あるいは、名義貸しのケースを念頭に置いて上記規定の適用の可否が検討されたりした形跡はうかがえない点、③適用の要件を訪問販売等の特定の形態の販売行為に限定しており、そもそも名義貸しによる架空の商品購入契約について販売形態を検討する意味がない点、④名義貸しは、販売業者や第三者が割賦金の支払をすることが前提となっており、支払いが滞って名義貸人に支払請求がされる場合に、既払金の返還まで求めなければならない事態が生じることは考えにくく、それゆえ、既払金の返還を可能にする目的で新設された上記制度を適用して名義貸人の保護を図る必要性に乏しい点、を指摘して、「本件のような名義貸しの事案については、上記規定を適用する前提を欠くというほかなく、不実告知を理由とする立替払契約の意思表示の取消しを認めることはできない」とした。

また、改正前の売買契約の抗弁の接続については、「抗弁権の接続（改正法による改正前の割賦販売法 30 条の 4 第 1 項）は、販売業者の違法不当な行為の結果として締結された商品購入契約が無効とされ又は取り消されたとしても、これと法的には別の契約である立替払契約に基づく割賦金の支払義務が当然に消滅するものではないことから、消費者保護の観点に立って、そのような購入契約について購入者が販売業者に対抗できる事由をもって、立

替払契約に基づく割賦金の支払を拒絶できるようにするものと解される。そうすると、本件のような名義貸しの場合は、そもそも購入契約が架空のものであり、しかも名義貸人は少なくともそのことを認識しながら立替払契約を締結しているのであるから」、名義貸主に抗弁権の接続を認めるべきではない旨主張した。

検討⁽¹⁾

本件は、割賦法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に、契約締結の動機も含まれる旨判示した、初めての最高裁判決である。また、本件取引は、いわゆる名義貸しによる架空取引であったが、そのような場合であっても名義貸主が立替払契約の取消しを主張しようと判断したことから、新聞紙上で取り上げられるなど耳目を集めた事案である。

一審では名義貸主である買主らの取消権の行使が認められたが、原審では一審が取り消され、立替金の支払請求が認められた。しかし、さらに最高裁では、多数意見は取消事由に該当する旨判示した一方、反対意見は、そもそも名義貸しに関しては同法同条の適用はないと判断して取消権の行使を認めないなど、判断が分かれている。

立替払契約におけるいわゆる名義貸しは従来からある事案であるが、今回は、割賦法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号の「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」の解釈を最高裁が初めて示したことから、反対意見もふまえて、最高裁の多数意見の妥当性及び射程範囲を検討する。

(1) 本評釈では、判決の事案で問題となった「あっせん業者」である個別信用購入あっせん業者について、以下「クレジット業者」という。

1 各見解について

原審は、割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号の「購入者又は役務を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に、購入者の判断に影響を及ぼすことになる重要なものであれば、契約締結の動機も含まれると解した。その理由として、同条同項が、1 号から 5 号まで立替払契約に関する不実告知の対象事項を列挙したうえ、6 号で、これらの他に立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの、と規定して、不実告知の対象を包括的かつ補充的に定めている点を指摘している。他方、あてはめの際には、販売業者が分割金を支払う意思があった以上不実告知はなく、高齢者等の人助けのためであること、売買契約や引渡しが実在することについては、売買契約の購入者の判断に影響を及ぼす重要な事項ではないとして、取消しを認めなかった。また、改正前の割販法 30 条の 4 の抗弁権の接続についても、契約取引に不慣れな購入者保護という同条の趣旨に鑑み、名義貸しをした者は保護に値せず、抗弁の接続を主張することは信義側に反するとした。

他方、最高裁の多数意見は、同条 6 号に契約締結の動機も含まれるとした原審の判断を是認しつつ、反対の結論を示している。多数意見はまず、同条 6 号について、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あっせん取引については、特に不当な勧誘行為による意思表示の瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底する趣旨で、販売業者が不実告知をした場合にはクレジット業者がこれを認識していたか否かを問わず立替払契約を取り消すことが出来ることを新たに認めた規定であるとしたうえで、たとえ名義貸しの場合であっても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、「購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということとはできない」という価値判断を示した。そして、

販売業者が述べた、高齢者等の人助けのためであり、支払は販売業者がする旨の告知は、「契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあつせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関する」ことから、6号に基づく取消原因にあたるとしつつ、当該事実関係においてYらが誤認をしたといえるか否か判断するため差戻した（改正前の割販法30条の4の抗弁の接続についても信義則違反を検討すべきとして差し戻している）。

これに対して反対意見は、割販法は、消費者保護の観点から、販売業者の違法不当な行為によって実際に商品を購入した者に対して意思表示の取消や抗弁権の接続を認めた以上、「名義貸しの場合は同法が保護の対象として予定する場合とは著しく状況を異にする」という点を根拠として、割販法の適用そのものを認めず、取消権の行使を否定した。

私見は、割販法35条の3の13第1項6号の不実告知に契約締結の動機も含むとし、名義貸しの場合でも名義貸主の取消権行使が認められるとする最高裁の多数意見に賛成である。もっとも、名義貸主と販売業者との関係によって、取消権行使の可否を個々具体的に検討する必要があると考える。すなわち、名義貸しがなされる際の名義貸主の関与形態には、①名義冒用型（承諾や追認があると認められないとされた事案）、②債務負担行為の欺罔型（例えば、社内手続上必要と販売業者に言われて立替払契約書作成を行うなど、クレジット債務の負担自体の意味を認識せずに名義利用を承諾、協力した場合）、③目的・条件の欺罔型（立替払契約の当事者となることは理解しているが、実質的に支払いが不要であると誤認して名義利用を承諾した場合）、④故意の加担型（運転資金調達のため立替金を不正取得することなどを理解したうえで協力した場合）、など様々ある⁽²⁾。したがって、後述のとおり、同条同項が平成20年の改正の際に信販会社と加盟店との関係を重視し、よ

(2) 本分類は、金昌宏「個別クレジット名義貸し事例における新たな判断枠組み－旭川地裁平成26年3月28日判決の意義－」消費者法ニュース102号（平成27年）113頁による。

り消費者保護を図る目的で新設された規定であることをふまえ、たとえ名義貸しの事案であっても、同条 6 号の適用の範囲に含めて保護の対象とした解釈そのものは妥当であると考ええる。一方で、名義貸しといってもその態様は様々であり、とりわけ、いわゆる空クレジットであることを認識し、立替金を販売業者が不正に取得することに協力したような場合は、そもそも同条の定める「誤認」が存在しないことから同条の適用はなく、また、その他の名義貸しの事案も「誤認」した内容が「重要なもの」に該当するといえるのかによって適用すべきか否か判断が異なることから、一律に同条 6 号により保護されるわけではなく、あくまでも個々の事情に応じて判断することになると思われる。以下、同条同項の趣旨から振り返る。

2 割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号について

割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項は、訪問販売及び電話勧誘販売における個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて、平成 20 年の改正により新たに定められた規定である⁽³⁾。割販法の平成 20 年改正は、もともとクレジット取引に関する消費生活センターへの相談件数の約 8 割が個品割賦購入あっせん取引と集中していたところ、消費者の高齢化を背景に、とりわけ訪問販売等の店舗外取引を中心に被害が拡大する傾向にあること、また、悪質な訪問販売業者が次々に商品等を売りつけ、それをクレジット業者が安易に与信することによって過剰与信の問題が生じていることなどの問題を対処するためになされたものである。これまでも割販法は改正が繰り返されてきたが、平成 20 年の改正は、同法の目的を定める 1 条 1 項を「この法律は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に

(3) 割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年 12 月 9 日法律第 99 号）にて、平成 29 年 12 月 2 日までに、同法同条 7 項が「六月」から「一年」に改正される予定である。

必要な措置を講ずることにより、割賦販売法等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、・・・」と改めており、「消費者保護をいっそう明確にした大改正」⁽⁴⁾と評価されている。そして具体的には、被害の多かった個別信用購入あっせん取引⁽⁵⁾について、①加盟店調査義務（35条の3の5）・不適正与信の禁止（35条の3の7）、②書面交付義務の新設（35条の3の8、35条の3の9）、③クーリングオフ規定の新設（35条の3の10、35条の3の11）、④適量販売に係る申込みの撤回等の規定の新設（35条の3の12）、⑤立替払契約の取消権の新設（35条の3の13～16）、⑥クレジット業者の登録制度の導入（35条の3の23～35）、の規定が定められた。

本件最高裁で争われた立替払契約の取消権の行使は、35条の3の13第1項6号で新設された規定に基づく。同条は、販売業者との売買契約を取り消しても、立替払契約は引き続き存続することから既払金の返還を求めることはできない、という改正前の不都合に対応するために、販売業者が行った不当な勧誘行為に基づいて締結された立替払契約について、取消権を認めた規定である。改正以前は、既払金返還義務をクレジット業者が負わないことから、違法な販売方法を行っている販売業者との加盟店契約を打ち切って販売業者が破産し、名義貸主から抗弁の接続を主張されることになるよりも、むしろそのまま販売業者が不適切な勧誘を繰り返して名義貸主に代わり立替払金を払ってくれるほうが都合がよいという実情もあり、クレジット業者の加盟店に対する調査が進まずに被害が拡大するという側面があった。このような実際上の問題点も背景にして、消費者は、売買契約等とともに立替払契約も取り消すことで、既払金の返還を信販会社に求めることができるよう改正された。

(4) 後藤卷則、池本誠司『割賦販売法』（勁草書房 平成23年）41頁。

(5) 旧割販法は、販売業者等が後払取引をする二者型として「割賦販売」（旧割販法2条1項）を、販売業者等とは別の与信業者が代金相当額を立替払いして後払取引をする三者型として「ローン提携販売」（旧割販法2条2項）と「割賦購入あっせん」（旧割販法2条3項）を規定していたが、改正により、「割賦購入あっせん」は、「包括信用購入あっせん」（2条3項）と「個別信用購入あっせん」（2条4項）に区別された。

取消しを認めるための法律構成としては、消費者契約法 5 条の媒介者の法理をその根拠にしている。すなわち、本来、販売業者と消費者間の取引と、クレジット業者と消費者間の立替払契約は当事者の異なる別個の契約であるが、個別信用購入あっせん契約を利用する販売業者は、あらかじめクレジット業者と加盟店契約を締結しており、消費者へ立替払契約を締結させる際には販売業者がクレジット業者に代わって手続を進めるなどの継続的な提携関係を有することから、販売業者が立替払契約締結を媒介しているとする考えである。法改正にあたり、政府委員も「個別クレジット業者のクレジット契約につきまして、販売業者はクレジット業者に代わってといいましょうか、クレジット業者のために活動しているという関係になるという意味で極めて密接な取引関係にあるわけでございます」⁽⁶⁾と両者の関係を述べており、これらの見解をふまえて、同法 35 条の 3 の 13 は、訪問販売等による販売契約等について立替払契約を締結した場合、消費者契約法 5 条の媒介者の法理を活用して、当該立替払契約の取消権と既払金返還を認めた規定であるとされている⁽⁷⁾。そして、消費者契約法 5 条との関係については、「個別クレジット契約の加盟店（販売業者）が消費者契約法 5 条の「媒介者」にあたることは確認規定と解することが立法者の意思であるといえる⁽⁸⁾」と解されており、割賦法 35 条の 3 の 13 から 16 は、クレジット業者が販売業者を通じて立替払契約を締結しているという両者の関係性を前提に、販売業者である「媒介者」が不実告知をした場合の個別信用購入あっせん取引に関する特則と位置づけられている。したがって、今回の事案のように、販売業者が消費者に対して立替払契約をするよう依頼して手続を進めた場合、販売業者を「媒介者」

(6) 参議院経済産業委員会（平成 20 年 6 月 10 日）橋高公久政府委員の答弁 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/169/0063/16906100063015.pdf>（2017 年 5 月 7 日閲覧）。

(7) 後藤卷則、齊藤雅弘、池本誠司『条解 消費者三法』（弘文堂 平成 27 年）1430 頁、日本弁護士連合会消費者問題対策委員改編『改正特商法・割賦法の解説』（民事法研究会 平成 21 年）119 頁、金昌宏 前掲注(2)。

(8) 前掲注(7)『条解 消費者三法』1431 頁。

と解し、この「媒介者」による不実告知に基づく契約は、その意思表示を取り消すことが出来るといえる。

そして、割販法35条の3の13第1項を根拠に取り消すためには、販売業者が売買契約等または立替払契約に関して不実の告知を行うか、または告知しなかったこと、及びそれにより消費者が誤認することが要件とされているが、今回は同条同項6号の「購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に、販売業者の述べた、ローンを組めない高齢者のためであり、支払に関して迷惑はかけない旨の説明が該当するか否かが問題となった。この点、一審では「平成21年6月26日経済産業省令第37号による割賦販売法施行規則の改正のために同年5月28日に開催された第2回消費経済審議会特定商取引部会割賦販売部会合同会合において、所管行政庁から、クレジット業者による加盟店調査義務の対象である同規則76条11項5号の「不実告知等による誤認の有無」には、名義貸し事案における申込者の支払負担を不要とする旨の虚偽説明の有無も含まれる旨の説明がされており、同号と割販法35条の3の13第1項6号の文言の基本的部分は同一であることからすると、同号の不実告知の対象には、狭義の名義貸し事案における販売業者の購入者に対する「支払負担を不要とする旨の説明」も含まれると解するのが同号の制定趣旨であるといえることができる。」と判示して立替払金の請求を認めなかった。このように、平成20年の改正当初から、名義貸主であっても一定の場合は同条6号により取消権を有することを認める趣旨であったと考えられ、一審はそれに沿った解釈がなされたといえる。

3 原審及び最高裁の反対意見について

一審が「販売業者の購入者に対する「支払負担を不要とする旨の説明」は、立替払契約締結の動機に関する事項であって、この点の不実告知がなければ一般通常人も立替払契約の申込みの意思表示をしなかったであろうと考えら

れる点で重要性が認められる」としたのに対して、原審は、契約締結の判断に影響を及ぼす重要な事項に契約締結の動機も含むということを示しつつ、販売業者が債務を負担する意思があった以上不実告知には当たらないとした。つまり、割販法 35 条の 3 の 13 の適用を認めた上で、あてはめで名義貸主の保護を否定している。原審の見解に対しては、「分割金を支払う意思がまったくなかったとはいえないという理由により不実告知の該当性を否定しており、不実告知取消しと詐欺取消しの要件を混同しているきらいがある」⁽⁹⁾旨の批判や、支払いについて迷惑はかけない旨の発言の趣旨は、名義貸主が債務負担をすることを前提に販売業者が補填するという趣旨ではなく、名義貸主は債務を負担する必要はないと解するのが自然であり、「債務負担は不要であるということが Y らの契約締結の動機であり、それこそが不実告知の対象となる事項である」⁽¹⁰⁾との指摘がある。確かに、「支払は大丈夫だから、迷惑をかけないから。」という発言を受けて実際に購入した商品を受け取らずに名前だけ貸す、という状況から考えると、自身はまったく支払わなくてよいと考えるのが通常であろう。債務を負担するのか、またいくら負担するのかは契約締結の際の判断に重要な影響を及ぼすことは明らかである以上、原審のあてはめは妥当でない。

また、今回名義貸主らは、販売業者の運転資金を取得するためになされた、いわゆる空クレジットであることを知らずに、ローンを組めない高齢者が実際になした売買契約のためと思って名義貸しの承諾をしている。仮に、資金調達のための空クレジットであるということを知っていたのであれば、おそらく名義を貸すことはなかったと思われる事案であり、何のための立替払契約であるかという点における不実告知も、6 号の「判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に含まれると解するべきである。

他方で、そもそも名義貸しは割販法の保護の対象とすべきではないとする

(9) 前掲注(7)『条解 消費者三法』1443 頁。

(10) 宮下修一「判批」リマークス 54 号（2017 年）45 頁。

最高裁の反対意見は、多数意見と異なり、加盟店である販売業者に対する不正取引防止の責任を制限する立場を主張する。一審及び最高裁の多数意見が、クレジット業者と販売業者の一体性を根拠に同法同条6号の適用を認めたのに対して、反対意見は、「あっせん業者と販売業者との関係や販売業者と名義貸人との関係もまたさまざまであって、名義貸しの場合における名義貸人の立替払契約上の責任を論じるに際し、あっせん業者と販売業者の立場を当然に同一ないし一体のものと考えるのは当を得ない」として立替払金の支払請求を否定するためにはクレジット業者に何らかの責められるべき点があるか否かを検討すべきとする。この反対意見によれば、名義貸しを承諾した以上は立替払契約を割販法35条の3の13で取り消すことはできず、仮に、クレジット業者に加盟店の調査義務違反などがあった場合には、クレジット業者の立替金支払請求が信義則違反にあたることになり、その限りで消費者は保護されることになる。

確かに、クレジット業者と販売業者、また販売業者と名義貸主との関係は様々であるが、平成20年の改正の際に、クレジット業者の加盟店に対する調査義務を新たに定めた点や、当該取消規定は全ての信用購入あっせんに適用されるわけではなく、被害の多い個別信用購入あっせん取引を対象に新設された規定であることからすると、名義貸しの事案を一律に同法同条の取消規定の適用から外してしまうことは法の趣旨に反すると考える。反対意見はまず同法の保護の対象から外した上で、クレジット業者と加盟店との特別な事情の存在など個々の事案に応じて信義則などで対応すべきとする立場であるが、むしろ、まずは名義貸し事案であっても同法の保護の対象に含めた上で、保護に値しないような事情があった場合に、同条同項の「誤認」がなかった、あるいは信義則、権利濫用といった一般条項により取消権行使を認めないとすべきである。反対意見の述べるように、クレジット業者と加盟店との関係のみならず、加盟店である販売業者と名義貸主との関係も様々であり、名義貸しを承諾するに至った経緯も千差万別であることは確かであるが、同

法が消費者保護を目的とする以上は、まず消費者を保護するという立場から検討し、保護に価しない事情がある事案については個別に取消権を制限すれば足りると解する⁽¹¹⁾。なお、本事案では Y らは後日 A から魚やタバコ、バッグなどを受け取っているが、これは名義貸しの対価として評価すべきではなく、ローンを組めない高齢者を助けたことによるお礼として受け取っており、むしろ誤認をしていたことを示す事実であると評価すべきと考える。

4 最高裁の射程範囲

本件最高裁の多数意見は、割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号の不実告知に契約締結の動機も含むとしたうえで、名義貸しの場合でも、それが販売業者の依頼に基づくものであり、契約締結の動機に関する重要な事項について不実告知があった場合には、名義貸主も同条同項 6 号で保護されう旨判示した。結論は破棄差戻であり、誤認の有無について判断すべきとされたが、誤認したからこそ名義を貸したのであり、名義貸主の取消権行使が認められる可能性は高いと考えられる。

このような価値判断は、同条同項 6 号と趣旨を同じくする、特定連鎖販売個人契約（同法 35 条の 3 の 14）、特定継続的役務提供等契約（同法 35 条の 3 の 15）、業務提携誘引販売個人契約（同法 35 条の 3 の 16）についての取消しにも当てはまることから、今回の最高裁の判断は、これらの取引における取消権行使の可否についても、先例としての意味を有するといえる。また、「不実告知取消の規定は特定商取引法にもあり（同法 9 条の 2 など）、本判決は、同法に基づく取消権の規定の解釈にも影響を及ぼし得る」旨の指摘もなされている⁽¹²⁾。

(11) 販売業者から支払負担を不要とする旨の不実告知を受け、名義貸主が誤認して契約締結に至った場合に、特段の事情がない限り、名義貸主は立替払契約の取消ができとする見解が主張されている（前掲注(7)『条解 消費者三法』1505 頁）。

(12) 中崎隆、小堀靖弘「判批」金法 2062 号（2017 年）4 頁。

本件最高裁判決により、販売業者が資金調達のためのいわゆる空クレジットであることを隠して不実の告知を行い、名義貸しを依頼してなされた立替払契約は、原則として取り消すことができる旨示された。これを具体的場面で考えてみると、名義貸主が故意に販売業者の立替金不正取得に加担した場合はともかく、それ以外の場合は、販売業者が何らかの欺罔を用いて名義貸しを行わせることから、名義貸主に悪意に匹敵するほどの重過失がない限りは、取消権行使が認められることになると思われる。今回最高裁としてはじめて同条同項6号の解釈を示したが、この立場に従うと、クレジット業者が名義貸しの事実を知らなかったとしても、原則的に名義貸主からの取消権行使が認められることになるため、クレジット業者の実務への影響は大きいと考えられる。

5 まとめ

名義貸しの事案について、これまでもクレジット業者と加盟店である販売業者との一体性を勘案し、名義貸主を保護するための主張がなされてきた。具体的には、①93条ただし書き（消費者にはクレジット契約締結の意思はなく、クレジット業者に過失があったとしてクレジット契約の無効を主張する）、②94条2項（消費者と販売業者と通謀があり、クレジット業者へ抗弁の接続に基づき売買契約が無効である旨を対抗する）、③95条（支払わなくてもよいという動機部分に錯誤があり、それを販売業者は認識していたとして錯誤無効である旨対抗する）、④96条（加盟店の詐欺的言動により名義貸しを行った場合に取消しを対抗する）、などがある。しかし名義貸主が名義貸しを承諾している事案については（名義貸与型）、名義を勝手に冒用された場合と異なり（名義冒用型）、たとえ販売業者との間で支払いについて一切負担しないなどのやり取りがあったとしても、立替払契約の当事者となることは認識しており、自身が詐欺的な言動をクレジット業者に対して行って

いることから、名義貸主の責任が認められるのが一般的であった⁽¹³⁾。

しかし、平成 12 年（2000 年）に消費者契約法が成立し、媒介者による契約成立について消費者からの取消権行使を認める規定が設けられたこと、また、平成 20 年の割賦法改正においてより消費者保護が図られたことに鑑みると、本件最高裁の多数意見の解釈は妥当であると考ええる。割賦法改正の審議に際し、クレジット業者と加盟店の一体性を前提に議論がなされており、とりわけ個別信用購入あっせん契約での取引上のトラブルを改善するために、消費者保護を強化する趣旨での改正であることからすると、名義貸しであることを理由に一律に保護の対象から外すというのではなく、一旦保護の対象としつつ、個別の事案ごとに名義貸主の取消権行使が信義則に反するか否かなどを検討するべきと考える。本最高裁判決により、名義貸主の責任を認めるべきとされてきた際のこれまでの判断基準が、大きく変わることになると思われる。

参考文献

長尾治助「クレジットカード契約の名義貸し」立命館法学 237 号（1994 年）959 頁
渡邊雅之、井上真一郎『Q&A 資金決済法・改正割賦販売法』（社団法人金融財政研究会
平成 22 年）

* 脱稿後、千葉恵美子「個別信用購入あっせん」と名義貸し—最三小判平 29. 2. 21 の意義と影響—（金法 2066 号 38 頁）に接した。

(13) 関武志「クレジットカード利用契約における名義貸主の責任」上智法学論集 45 卷 4 号（2002 年）75 頁。